

『公費負担医療等の手引』2025年7月版 正誤・追補 (2025.10.3)

※「正誤」は記述の訂正です。**ゴシック太字下線**で表示しています。

※「追補」は書籍発行後の厚労省からの訂正による修正です。頁の下に■印を付し、修正箇所を**ゴシック太字下線**で表示しています。

※今回本資料に追加されたものはマーカーで示しています。

頁	訂正箇所	誤	正
102	表「法定減額制度」欄	② 前年所得「43万円+ 29 万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)」以下の世帯 ③ 前年所得「43万円+ 53.5 万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)」以下の世帯	② 前年所得「43万円+ 30.5 万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)」以下の世帯 ③ 前年所得「43万円+ 56 万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)」以下の世帯
160	右段、表1「標準負担額(1食ごと)」欄	510円 *指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 * 精神病床入院患者(※1) } 300円	510円 (※1) *指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 } 300円
199	表「第1号被保険者の保険料算定ルール」の「第4段落」行	本人が市町村民税非課税で、本人年金収入等+合計所得金額が 80 万円以下	本人が市町村民税非課税で、本人年金収入等+合計所得金額が 80.9 万円以下
201	右段上から6行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業
205	右段上から11行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業
221	介護保険負担割合証の裏面2行目、4行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業
235	表上から11行目	療 育医療(20条)	養 育医療(20条)
431	左段1行目～	防を含む)、 介護療養施設サービス 及び介護医療院サービスについても、	防を含む) 及び介護医療院サービスについても、
433	左段20行目～	導(介護予防を含む)、 介護療養施設サービス 及び介護医療院サービスに関する給付を受けている者	導(介護予防を含む) 及び介護医療院サービスに関する給付を受けている者
502	左段上から16行目、下から6行目	厚生労働省 健康局 予防接種担当参事官室	厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 予防接種課
582	左段9行目～	(5) 緊急風しん抗体検査等事業 ① 実施方式 医療機関等への委託による実施又は保健所等において実施。 ② 対象者 1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日までに生まれた男性とする。ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められるものは除く。 ③ 本検査に要した費用は、検査受検者からは徴収しない。	(削除)